

# 自己評価実施要項（たたき台）

短期大学機関別認証評価

（平成17年度実施分）

平成16年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

## はじめに

この自己評価実施要項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価において、対象短期大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記述したものです。

本要項の構成は、第1章、第2章、第3章からなります。

「第1章 短期大学機関別認証評価の内容等」では、機構が実施する本評価の基本的な内容等を記述しています。

「第2章 短期大学機関別認証評価の自己評価の方法等」及び「第3章 自己評価書等の作成及び提出方法」では、各対象短期大学が行う自己評価の具体的方法や自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記述しています。

なお、巻末には、短期大学機関別認証評価の基本的な枠組みを理解していただくため、別途機構で作成した「短期大学機関別認証評価実施大綱」を掲載しています。

各対象短期大学においては、本要項を基に適切かつ効果的な自己評価を行ってください。

# 目 次

はじめに	-----
第 1 章 短期大学機関別認証評価の内容等	-----
評価の対象	-----
評価の内容	-----
実施時期	-----
短期大学機関別認証評価と自己評価	-----
第 2 章 短期大学機関別認証評価の自己評価の方法等	-----
「目的」の整理	-----
1 「目的」の意義	-----
2 「目的」と短期大学評価基準	-----
3 「目的」の整理に当たっての留意事項	-----
基準 1～11の自己評価	-----
1 基準ごとの自己評価のプロセス	-----
2 基本的な観点及び独自に設定する観点	-----
3 観点ごとの自己評価	-----
4 特に優れた点及び改善を要する点の記述	-----
5 「概況」の記述	-----
6 基準を満たしているかどうかの判断について	-----
選択的評価基準の自己評価	-----
1 選択的評価基準について	-----
2 基準ごとの自己評価のプロセス	-----
第 3 章 自己評価書等の作成及び提出方法	-----
自己評価書の構成	-----
自己評価書の作成方法	-----
1 自己評価書の様式	-----
自己評価結果等の記述要領	-----
1 短期大学の現況及び特徴	-----
2 目的	-----
3 基準ごとの自己評価	-----
4 根拠となる資料・データ等の示し方	-----
自己評価書イメージ（全体）	-----
自己評価書の提出方法	-----
1 提出するもの	-----
2 提出締切及び提出先	-----
3 その他	-----
別 紙 1	平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価のスケジュール-----
別 紙 2	自己評価の根拠となるデータ等-----（省略）
別 紙 3	自己評価書様式-----（省略）
参考資料 1	評価報告書イメージ-----
参考資料 2	短期大学機関別認証評価実施大綱-----

# 第1章 短期大学機関別認証評価の内容等

## 評価の対象

国・公・私立短期大学のうち、評価の申請のあった短期大学（以下「対象短期大学」と言う。）を対象として、評価を実施します。

## 評価の内容

本評価においては、各対象短期大学の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象にして、機構が定める「短期大学評価基準」に掲げる基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

なお、選択的評価基準については、評価を希望する短期大学のみを対象に、各短期大学が有する目的の達成状況等について評価を実施します。

## 実施時期

平成16年11月	評価実施希望短期大学への説明会の実施
"  12月	評価の申請受付
"  12月	自己評価担当者等に対する研修の実施
平成17年6月末	自己評価書の提出締切
"  7月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成18年1月末	評価結果案を対象短期大学に通知
"  2月下旬	対象短期大学からの意見の申立ての受付締切
"  3月下旬	評価結果の確定、公表

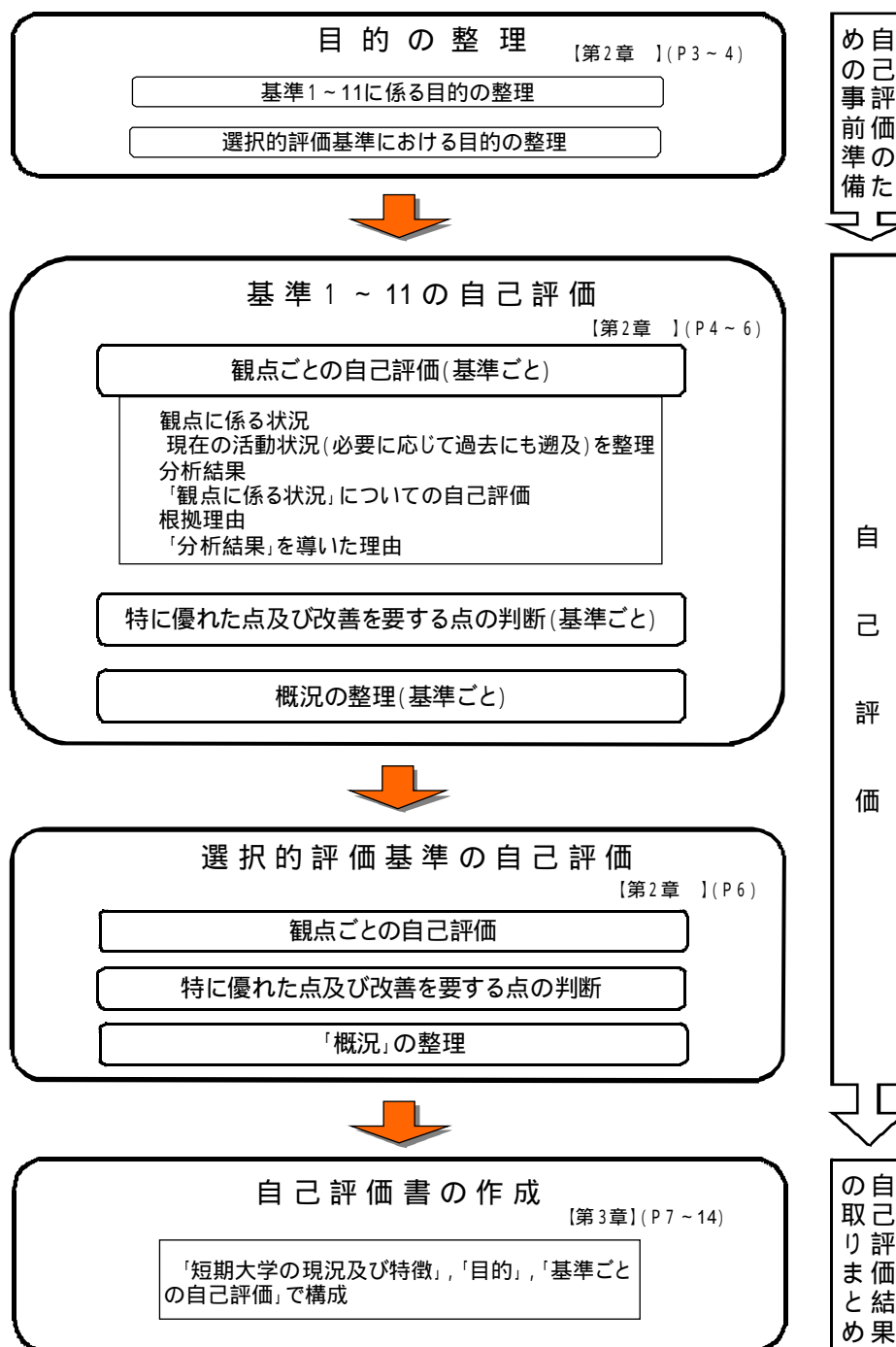
（注） 評価全体のスケジュールは、別紙1「平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価のスケジュール」（P      ）に示すとおりです。

## 短期大学機関別認証評価と自己評価

短期大学機関別認証評価においては、対象短期大学が行う自己評価が重要な位置を占めています。

対象短期大学においては、機構が定める短期大学評価基準に基づき、1～11の基準ごとに、短期大学の「目的」を踏まえた自己評価を行ってください。

### 自己評価のプロセス



## 第2章 短期大学機関別認証評価の自己評価の方法等

### 目的の整理

#### 1 目的の意義

本評価における短期大学の「目的」とは、短期大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果などを言います。

「目的」の記述に当たっては、このことを踏まえ短期大学が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、短期大学の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

なお、短期大学の「目的」が明文化されていない場合は、短期大学の理念や、短期大学で行われている教育研究活動の趣旨等に基づき、短期大学の教育研究活動のねらい等を整理することを通じて「目的」を整理してください。

#### 2 「目的」と短期大学評価基準

短期大学機関別認証評価は、短期大学評価基準に基づき、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。基準の内容は短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して短期大学が有する「目的」を踏まえて評価を行うよう配慮しています。

そのため、本評価の実施に当たっては、対象短期大学が「目的」を明示することが必要です。機構が評価を実施するに当たって、各基準において、この「目的」を踏まえることにより短期大学の個性や特色が評価に反映されることとなります。

#### 3 「目的」の整理に当たっての留意事項

「目的」の記述に際しては、次のことに留意してください。

##### (1) 短期大学として期間を定めた目標等を有する場合の記述

短期大学がその運営に関する期間を定めた目標等を有している場合には、その目標等の達成状況などを評価に反映させることも可能です。その際には、その目標等の基本的な内容を「目的」として位置付け、整理・記述することが必要です。

##### (2) 学科・専攻科等ごとの独自の「目的」がある場合の記述

「目的」は、学科や専攻科等に共通のものだけでなく、学科・専攻科等ごとに独自のものがある場合には、先ず共通のものを記述した上で、学科・専攻科等ごとに独自の「目的」を記述してください。

(3) 選択的評価基準に係る「目的」の記述

選択的評価基準の評価を希望する場合には、基準1～11に係る「目的」の記述に加えて、選択的評価基準に係る「目的」の記述が必要です。

選択的評価基準に係る「目的」の記述に当たっては、短期大学が有する目的のうち、評価を希望する基準に対応するものを記述してください。

なお、選択的評価基準においては、「目的」の達成状況等を評価することから、当該基準に係る「目的」が重要な位置を占めることとなりますので、「目的」の内容を具体的かつ明確に記述してください。

## 基準1～11の自己評価

### 1 基準ごとの自己評価のプロセス

自己評価は、短期大学評価基準に示された1～11の基準ごとに、「観点ごとの自己評価」の実施、「特に優れた点及び改善を要する点」の抽出、「概況」の整理の流れで行います。

なお、機構における評価では、基準ごとに、短期大学の「目的」を踏まえて満たしているかどうかの判断を行いますので、自己評価に当たっては、「目的」との関係が分かりやすい記述となるよう留意してください。

### 2 基本的な観点及び独自に設定する観点

(1) 基準ごとの自己評価を実施する際には、まず、基準に対応して示された「基本的な観点」に従って短期大学の教育研究活動等を分析する必要があります。「基本的な観点」は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、全ての基本的な観点到に係る状況の分析を行ってください。(ただし、基本的な観点において、「・・・の場合」といった条件が付されているものについて、これに該当しない場合には分析を行う必要はありません。)

なお、「基本的な観点」に係る状況の分析に不足があるために、機構の評価において当該基準を満たしているかどうかの判断ができない場合には、その基本的な観点的状況の分析の不足分を求めることがあります。

(2) 「基本的な観点」のほかにも、短期大学の状況や目的に応じて独自の観点的設定が必要と考えられる場合があります。こうした場合には、各基準に対応した、独自の観点的を適切に盛り込んでください。

### 3 観点ごとの自己評価

- (1) 「基本的な観点」及び短期大学が独自に設定した観点の自己評価に当たっては、観点ごとに、「観点到係る状況」、「分析結果」、「根拠理由」を記述してください。

「観点到係る状況」については、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な「現在の状況」についての分析を記述してください。この際、取組や活動の内容等について、当該観点の状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、それぞれの状況に応じて適切に記述してください。

なお、各観点に関して、短期大学がその「目的」を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。また、それにより対象短期大学の個性や特色を表すことができます。

「分析結果」は、「観点到係る状況」についての自己評価の結果が分かるように、当該状況にふさわしい表現を用いて、明確に記述してください。

「根拠理由」は、「分析結果」を導いた理由を、根拠となる資料・データ等を示しつつ記述してください。その際、適宜、項立てをしたり、箇条書きにするなど、簡潔に記述してください。

- (2) 別紙2「自己評価の根拠となるデータ等」(P ~ )には、基本的な観点に従って自己評価を行う際に必要と考えられる根拠データを例示してありますので、適宜、利用してください。また、このほか、短期大学の状況に応じて、独自のデータ等を利用することも可能です。

- (3) 観点ごとの自己評価に当たっては、短期大学全体としての状況の分析を行い、準学士課程・専攻科課程ごとの状況は根拠資料によって示すこととなりますが、準学士課程・専攻科課程ごとに自己評価を行う必要があると短期大学が判断した場合には、課程ごとに「観点到係る状況」、「分析結果」、「根拠理由」を記述してください。

同様に、学科・専攻科等ごとに自己評価を行う必要があると短期大学が判断した場合には、学科・専攻科等ごとに「観点到係る状況」、「分析結果」、「根拠理由」を記述してください。

### 4 特に優れた点及び改善を要する点の記述

基準ごとに観点の評価の中から、「目的」を踏まえて、特に重要な点を「特に優れた点」、「改善を要する点」として抽出し記述してください。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。



## 5 「概況」の記述

基準ごとの観点の評価を整理し、当該基準に係る取組の「概況」を記述してください。「概況」は、当該基準の状況を社会にわかりやすく示すために、評価報告書に原則として原文のまま転載します。対象短期大学においては、そのことに留意の上、記述してください。

## 6 基準を満たしているかどうかの判断について

- (1) 自己評価では、基準を満たしているかどうかの判断をする必要はありません。基準を満たしているかどうかについては、機構における評価によって判断を行います。
- (2) 基準を満たしているかどうかの判断は、基準における全ての観点の分析状況を総合して行いますので、一部に「問題がある」と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結びつくわけではありません。

## 選択的評価基準の自己評価

### 1 選択的評価基準について

選択的評価基準として、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」との2つの基準を設定しています。基準1～11は全ての対象短期大学について評価を実施しますが、この2つの選択的評価基準は、短期大学の「目的」に照らして、短期大学自らが重要とみなす場合に限り、対象短期大学の希望に基づいて評価を実施します。

選択的評価基準における機構の評価は、基準1～11とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断は行いません。選択的評価基準では、短期大学の「目的」の達成度を、「十分達成している」、「おおむね達成している」、「ある程度達成している」、「やや不十分な達成状況である」、「不十分な達成状況である」の5段階で評価します。

(なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとしています。)

### 2 基準ごとの自己評価のプロセス

自己評価のプロセスは、「基準1～11の自己評価」に準じますので、参照してください。

なお、選択的評価基準では達成状況等を評価することから、どのような指標や客観的データを含む根拠資料が必要なかを考慮しつつ、「目的」の達成状況等が明らかになるように取組等を記述してください。

## 第3章 自己評価書等の作成及び提出方法

### 自己評価書の構成

自己評価書は、次の構成で作成してください。自己評価書の全体的なイメージは、「自己評価書イメージ」を参照してください。

- (1) 対象短期大学の現況及び特徴
- (2) 目的
- (3) 基準ごとの自己評価

### 自己評価書の作成方法

自己評価書は、下記の「自己評価結果等の記述要領」に沿って、別紙3「自己評価書様式」(P )により作成してください。

#### 1 自己評価書の様式

様式は、A4縦長・横書きとしてください。(機構が配付する様式ファイル(一太郎版又はMS-Word版)を使用してください。)

使用する文字フォントは、特に指定のある場合を除き、明朝体10.5ポイントを基本とします。

「対象短期大学の現況及び特徴」のページから、中央下に通し番号を付けてください。

各ページの右上に短期大学名を記入してください。(表紙を除く。)

「基準ごとの自己評価」のページには、各ページの右上に の短期大学名に加え、基準の番号を記入してください。

### 自己評価結果等の記述要領

#### 1 対象短期大学の現況及び特徴

対象短期大学の現況及び特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、機構が行った評価結果の報告書(以下「評価報告書」という。)におおむね原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって2,000字(横25字×縦40行×2段)以内で簡潔に記述してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。

##### (1) 「現況」の記述

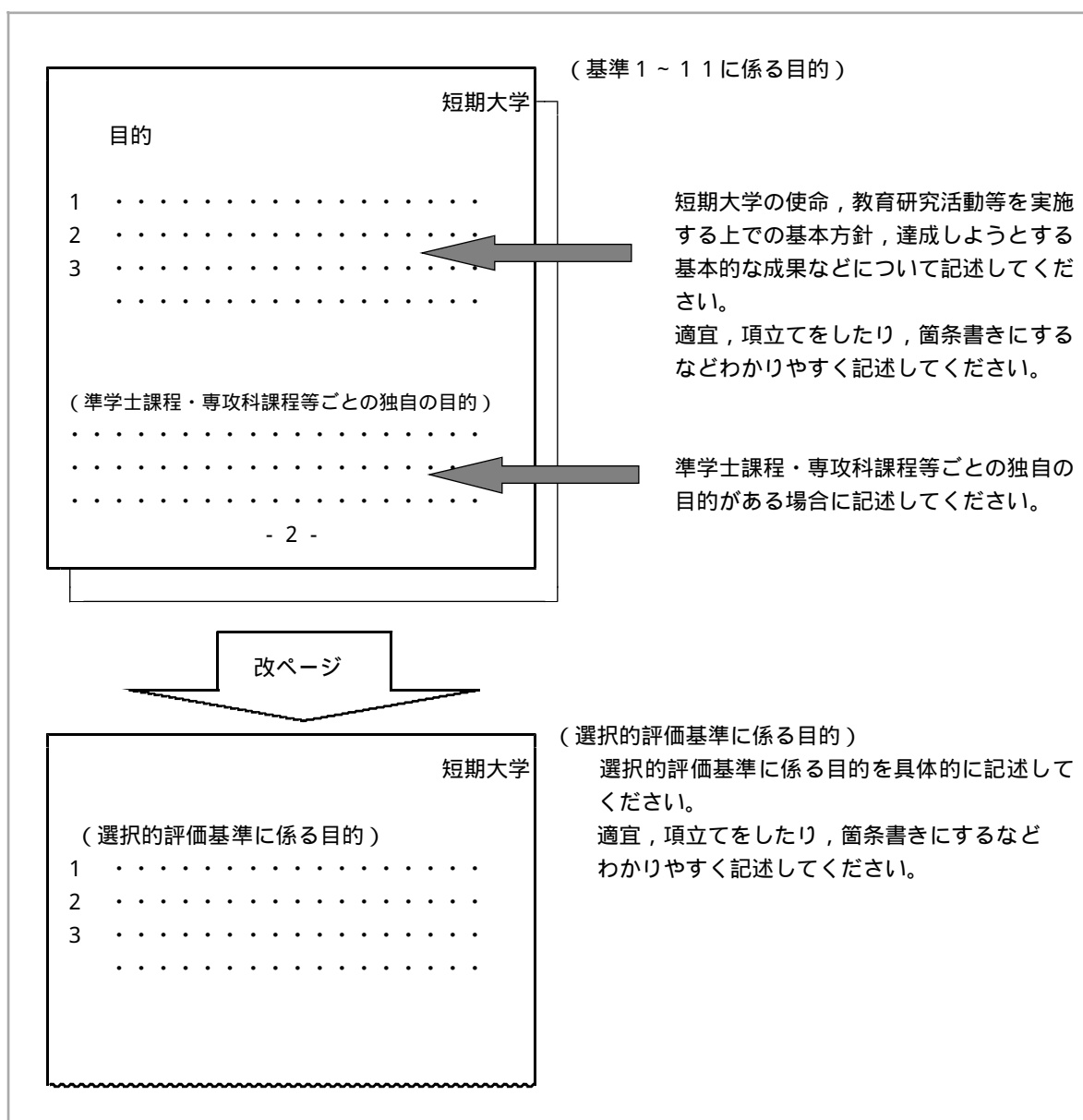
短期大学名

短期大学の名称を記述してください。



## 2 目的

- (1) 第2章の「 目的の整理」を踏まえ、基準1～11に係る「目的」は4,000字（横50字×縦40行×2ページ）以内、選択的評価基準に係る「目的」は、2,000字（横50字×縦40行×1ページ）以内で記述してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。
- (2) 「基準1～11に係る目的」と「選択的評価基準に係る目的」は別ページとしてください。
- (3) 記述内容は、おおむね原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。



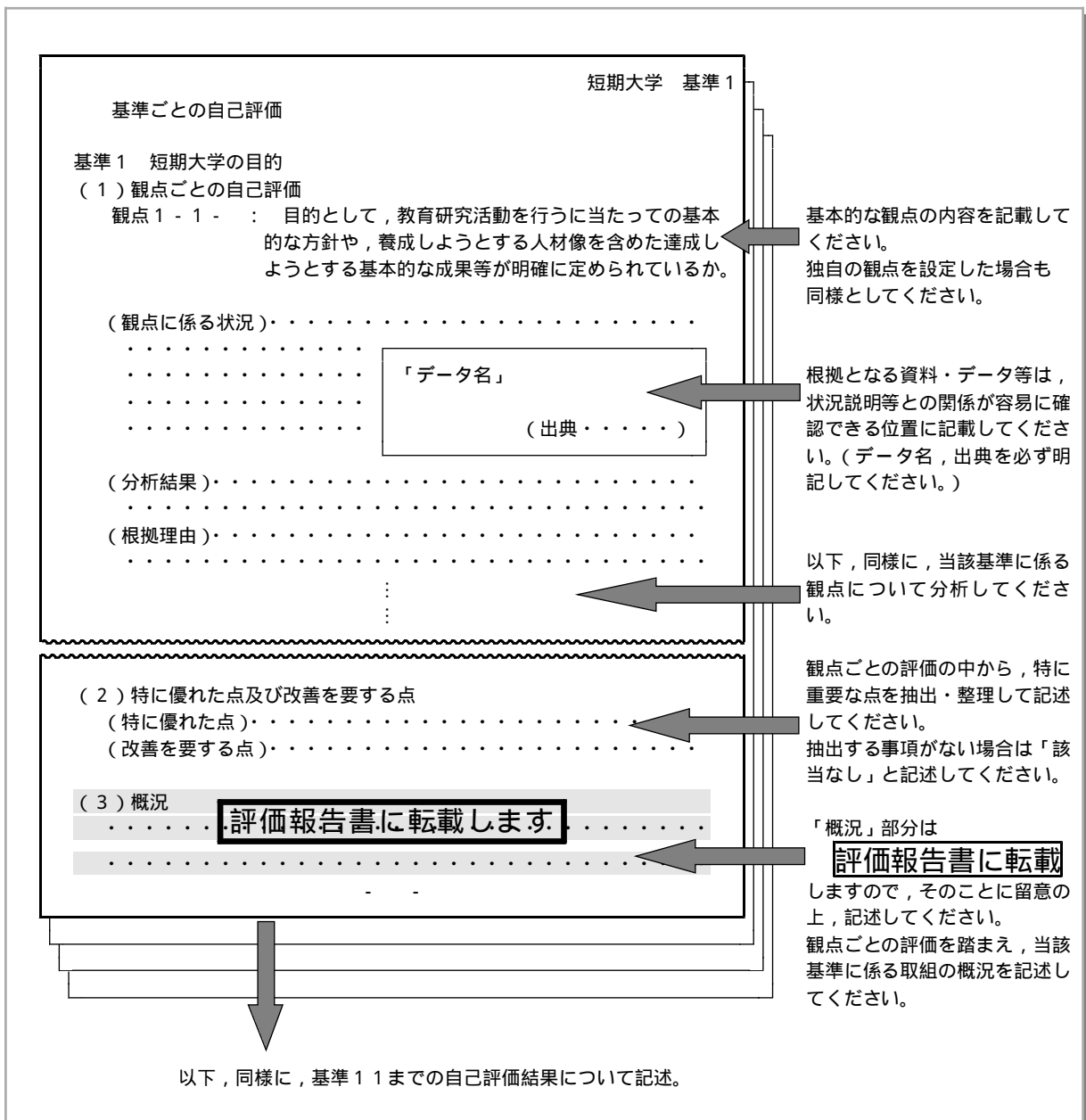
### 3 基準ごとの自己評価

(1) 第2章の「 基準1～11の自己評価」を踏まえ、自己評価結果を基準ごとに原則として4,000字以内、選択的評価基準については、原則として6,000字以内で記述してください。ただし、「(3)概況」及び根拠資料・データ等は、字数制限外とします。また、記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください。

(2) 基準によって「基本的な観点」の数が異なるものもありますので、上記(1)の基準ごとの字数制限を踏まえつつ、全体の字数では基準ごとの自己評価は、原則として全体で44,000字(4,000字×11基準)、選択的評価基準については、全体で6,000字以内(6,000字×1選択的評価基準)の範囲で、調整して記述することもできます。

なお、この字数制限を超える場合には、別途機構にご相談ください。

(3) 「概況」の記述内容は、おおむね原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。



選択的評価基準の評価を希望する場合のみ、基準11の自己評価結果のあとに、続けて記述してください。自己評価書の構成上は、「 基準ごとの自己評価」に含まれます。

短期大学

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

(1) 観点ごとの自己評価

観点1 - : 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

( 観点到る状況 ) . . . . .

. . . . .

「データ名」

( 出典 . . . . . )

( 分析結果 ) . . . . .

( 根拠理由 ) . . . . .

. . . . .

---

(2) 特に優れた点及び改善を要する点

( 特に優れた点 ) . . . . .

( 改善を要する点 ) . . . . .

(3) 概況

. . . . . **評価報告書に転載します。** . . . . .

. . . . .

基本的な観点の内容を記載してください。  
独自の観点を設定した場合も同様としてください。

根拠となる資料・データ等は、状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください。(データ名、出典を必ず明記してください。)

以下、同様に、当該基準に係る観点について分析してください。

観点ごとの評価の中から、特に重要な点を抽出・整理して記述してください。  
抽出する事項がない場合は「該当なし」と記述してください。

「概況」部分は **評価報告書に転載** しますので、そのことに留意の上、記述してください。  
観点ごとの評価を踏まえ、当該基準に係る取組の概況を記述してください。

#### 4 根拠となる資料・データ等の示し方

資料・データ等は、原則として、「観点に係る状況」の本文中に抽出した事項との関係が容易に確認できる位置に記述してください。(コピーの貼り付けや差込でも構いません。資料別添の方式はとりません。)その場合、本文中の資料・データ等には、その名称や出典を必ず明示してください。

資料・データ等の記述に際し、縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるようにしてください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。

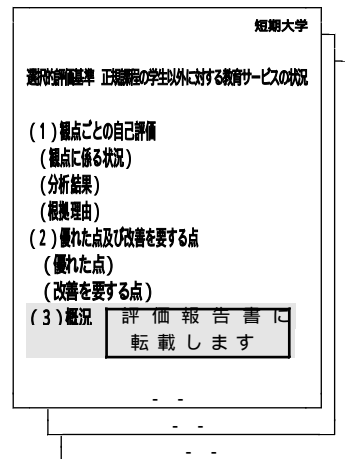
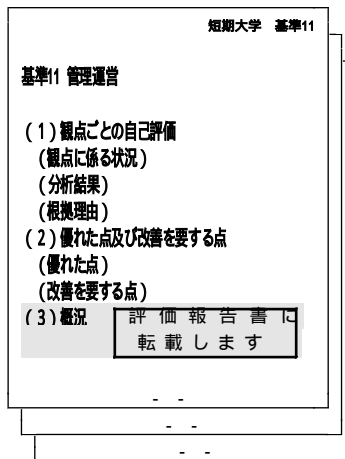
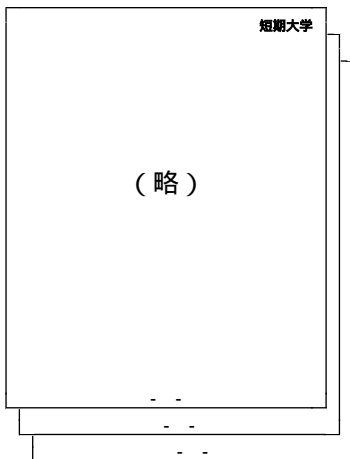
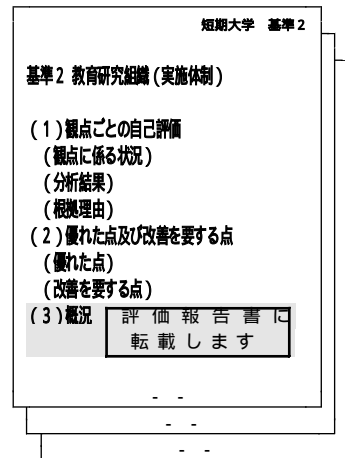
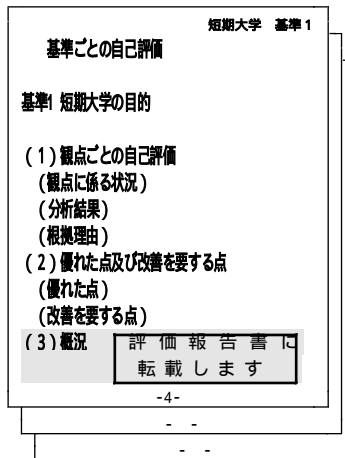
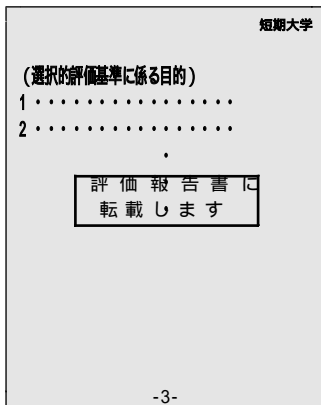
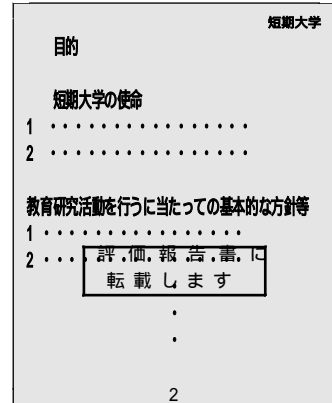
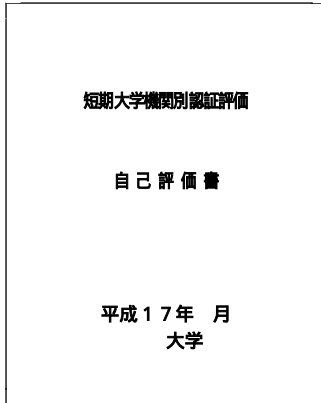
資料・データ等には、対象短期大学で作成した自己点検・評価報告書や外部検証(評価)報告書の該当部分なども活用できます。

機構の評価に当たり、本文中に記述された資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。

刊行物等の該当部分の抜粋を根拠として用いる場合や、資料・データの分量が多い場合であって、本文中に記述することにより本文の文章が分かりにくくなるような場合は、別途機構にご相談ください。

別紙2「自己評価の根拠となるデータ等」(P ~ )に、根拠となる資料・データ等の例示を掲載しましたので、適宜利用してください。

# 自己評価書イメージ（全体）



注)      は、評価報告書に原則として原文のまま転載します。



## 自己評価書の提出方法

### 1 提出するもの

#### (1) 自己評価書 10部

- ・両面印刷したものを提出してください。ただし、表紙の裏面は白紙としてください。

#### (2) 自己評価書の電子媒体 1部

- ・自己評価書データを保存した、3.5インチFD(2HD型, Windows 1.44MBフォーマット), MO又はCD-Rを提出してください。なお、「短期大学名」並びに「短期大学機関別認証評価」と記入したラベルを貼付してください。
- ・保存する自己評価書の様式は、機構が指定・配付するファイル(一太郎版及びMS-Word版を用意しています。)を使用してください。なお、指定した形式により作成できない場合は、別途機構にご相談ください。
- ・電子媒体で提出する自己評価書データについては、次の点に注意してください。
  - 外字は使用しないでください。
  - 漢字コードは、原則としてJIS第1,第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
  - (例) 付き数字,ローマ数字,単位記号,省略文字,囲み数字など  
人名などでJIS第1,第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。なお、Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。
  - 数式,化学式は、適宜表記してください。

### 2 提出締切及び提出先

#### (1) 提出締切 平成17年6月30日(木)必着

#### (2) 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価事業部

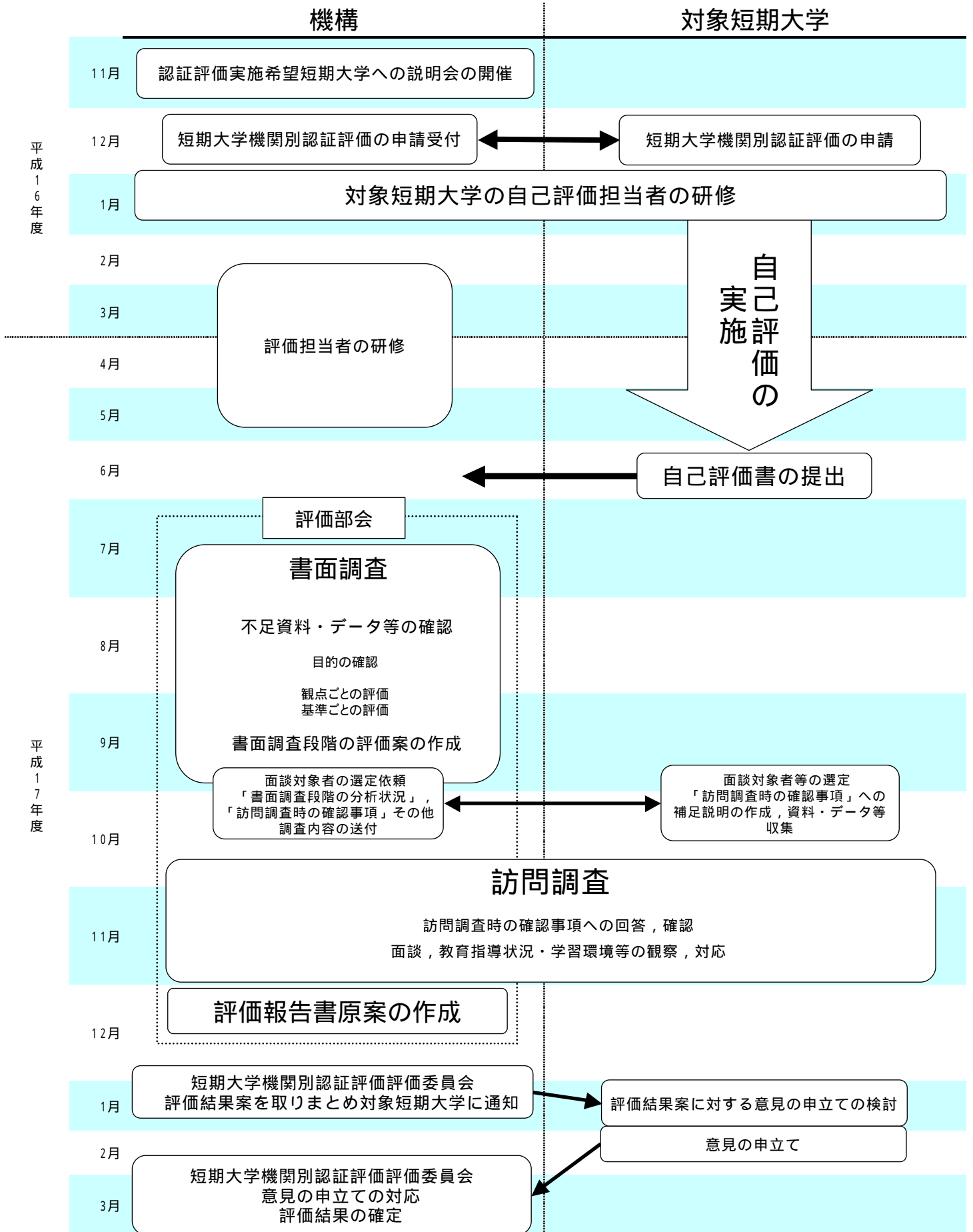
#### (3) 封筒の表面の左側部に「短期大学機関別認証評価自己評価書在中」と朱書きで表示してください。

### 3 その他

- (1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。
- (2) 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「対象短期大学の現況及び特徴」、「目的」、「概況」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

# 平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価のスケジュール

下記スケジュールは、今後若干の変更が生じる可能性がある。



# 評価報告書イメージ

## 短期大学機関別認証評価

短期大学機関別認証評価

評価報告書

短期大学

平成18年 月

独立行政法人

大学評価・学位授与機構

短期大学

認証評価結果

大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。(満たしていない。)

-1-

短期大学

**自己評価書から転載**

対象短期大学の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1)対象短期大学名	.....
.....	.....
(2)所在地	.....
.....	.....
(3)学科等編成	.....
.....	.....
(4)学生数及び教員数	.....
.....	.....
.....	.....

-2-

短期大学

**自己評価書から転載**

目的

短期大学の使命

1 .....

2 .....

教育目標等

1 .....

2 .....

-3-

短期大学

**自己評価書から転載**

(選択的評価基準に係る目的)

1 .....

2 .....

-4-

短期大学

基準ごとの評価結果の内容

基準 1 短期大学の目的

【対象短期大学から提出のあった概況】

... **自己評価書から転載** .

【評価結果】

・基準1を満たしている。(満たしていない)

(評価結果の根拠・理由).....

(特に優れた点及び改善を要する点)

.....

-5-

短期大学

基準 2 教育組織(実施体制)

【対象短期大学から提出のあった概況】

... **自己評価書から転載** .

【評価結果】

・基準2を満たしている。(満たしていない)

(評価結果の根拠・理由).....

(特に優れた点及び改善を要する点)

.....

(以下、基準3～11についても同様に評価結果を記述する。)

- -

短期大学

選択的評価基準に係る評価結果

基準 正規課程の学生以外に対する教育サービス

【対象短期大学から提出のあった概況】

... **自己評価書から転載** .

【評価結果】

(目的の達成状況を示す記述)

.....

(特に優れた点及び改善を要する点)

.....

(短期大学から選択的評価基準に申請があった場合に、評価を行い、結果を記述する。)

- -

短期大学

意見の申立て及びその対応

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....

自己評価書から転載

- -

注1)      は、対象短期大学から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載する。  
 注2) 本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性がある。

## 短期大学機関別認証評価実施大綱

### 評価の目的

機構が、国・公・私立短期大学からの求めに応じて実施する短期大学機関別認証評価は、我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

短期大学機関別認証評価に関して、機構が定める短期大学評価基準（以下「短期大学評価基準」という。）に基づいて、短期大学を定期的に評価することにより、短期大学の教育研究活動等の質を保証すること。

評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること。

短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として短期大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

#### （１） 短期大学評価基準に基づく評価

この評価は、短期大学評価基準に基づき、各短期大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

#### （２） 教育活動を中心とした評価

この評価は、全ての国・公・私立短期大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として短期大学の総合的な状況の評価を実施します。

なお、短期大学の希望に応じて、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況や研究目的の達成状況についても、評価を実施します。

#### （３） 各短期大学の個性の伸長に資する評価

この評価は、短期大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各短期大学が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各短期大学の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、短期大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

#### (4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた短期大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す短期大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項に基づき、短期大学が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、短期大学が行う自己評価の結果(短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。)を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する短期大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

#### (5) ピア・レビューを中心とした評価

短期大学の教育研究活動等を適切に評価するため、短期大学の教員及びそれ以外の者によって短期大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

#### (6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った短期大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

### 評価の実施体制等

#### (1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象短期大学の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各短期大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を配置します。

ただし、対象短期大学に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

評価担当者は、国・公・私立短期大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

#### (2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、短期大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

## 評価の実施方法等

### (1) 短期大学評価基準の内容

短期大学評価基準は、教育活動を中心として短期大学の総合的な状況の評価するために、複数の基準で構成されており、各基準ごとに、短期大学の教育活動等の状況を考慮し、機構が短期大学として満たすことが必要と考える内容が規定されています。

短期大学評価基準には、全ての短期大学を対象とする複数の基準のほか、希望する短期大学を対象とする選択的評価基準として、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」を設けています。

(なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとします。)

基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています。また、各基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、短期大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

### (2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

#### 短期大学における自己評価

各短期大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに短期大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各短期大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、短期大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

また、各短期大学の優れた点、改善すべき点などを評価し、記述します。

#### 機構における評価

- ( ) 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、短期大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」及び短期大学が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上で、各基準ごとに行うものです。

- ( ) 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののう

ち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

- ( ) 短期大学全体として、全ての基準（選択的評価基準を除く。）を満たしている場合に、機関としての短期大学が当機構の短期大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。

また、一つでも満たしていない基準があれば、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

### (3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める自己評価実施要項に基づき、各短期大学が作成する自己評価書（短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

### (4) 意見の申立て

評価結果は、短期大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立て審査会（仮称）を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

### (5) 短期大学評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた短期大学や評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

（なお、選択的評価基準については、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つを設けていますが、評価の経験や関係者等の意見を踏まえ、これ以外の選択的評価基準を設けることなども考えられます。）

短期大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。

## 評価のスケジュール

6～7月

機構による説明会等の実施

9月末

評価の申請及び受付

11～12月

短期大学の自己評価担当者等に対する研修の実施

翌年6月末

自己評価書の提出

7月～翌々年1月

機構における評価の実施

1月末

評価結果の通知

2月

意見の申立ての手續

3月

評価結果の確定

評価担当者に対する研修

機関別認証評価の仕組み、方法などを説明します。

短期大学から評価の申請を受付けます。

短期大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

短期大学は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、短期大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果案を作成します。

評価結果案は、短期大学機関別認証評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。

機構は、評価結果を確定する前に対象短期大学に通知します。

対象短期大学は、機構から通知された評価結果に対して意見がある場合、申立てを行います。

機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、短期大学機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書としてまとめ、対象短期大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。



## 評価の結果と公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象短期大学ごとに作成し、対象短期大学及びその設置者に提供します。  
また、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

## 情報公開

- (1) 機構は、社会と短期大学の双方に開かれた組織であるとともに、短期大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報（評価基準、評価方法、評価の実施体制等、学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を含む。）は、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等、適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。  
ただし、短期大学から提出され、機構が保有することとなった行政文書の公開に当たっては、情報公開法に基づき当該短期大学と協議します。

## 評価費用の徴収

評価を実施するに当たって、短期大学の規模及び分野に応じた評価手数料を設定し、徴収します。

（イメージ）

基本費用	円
1学科（専攻科）当たり	円

## 評価の時期

- (1) 評価は、毎年度1回実施します。
- (2) 評価を希望する短期大学は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。また、機構は、短期大学から申請があった場

- 合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該短期大学の評価を実施します。
- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請することとします。(短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学については、この限りではありません。)

## **追評価**

短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

## **変更の届け出**

短期大学評価基準を満たした短期大学が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。